

第3章 北茨城市における現状とこれまでの取組

3.1 北茨城市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、茨城県の北東端に位置し、県庁所在地の水戸市までは約 50 km、東京までは約 180 km の距離にあります。北を福島県いわき市、西を福島県東白川郡塙町及び鮫川村、南を高萩市と接し、東は太平洋に面しています。

本市の面積は、186.79 ㎢と広大な市域を有しており、市総面積の約 35% を山林と原野が占める自然が多く残された地域です。

阿武隈高地南端に位置する多賀山地が海岸まで迫り、平地が少ないのが特徴です。

太平洋と接する海岸線では、長い砂浜と防風林の美しい景観を示しています。多賀山地には、和尚山、花園山、鷹巣山、高帽山などが連なり、山地が太平洋に落ち込む斜面には丘陵性の洪積台地と沖積台地が続いています。

また、多賀山地を水源とする里根川、花園川、大北川、塩田川は東流して太平洋に注ぎ、流域には肥沃な平坦地が開けています。

本市の主な交通幹線は、鉄道、自動車ともに首都圏と東北地方を結び、本市を縦断する JR 常磐線、国道 6 号線、常磐自動車道に沿って整備されており、これによって、日立市、高萩市、いわき市などとも結ばれています。

また、市内には JR 常磐線の南中郷駅、磯原駅、大津港駅の 3 駅と、常磐自動車道の北茨城 IC を有し、交通の要となっています。

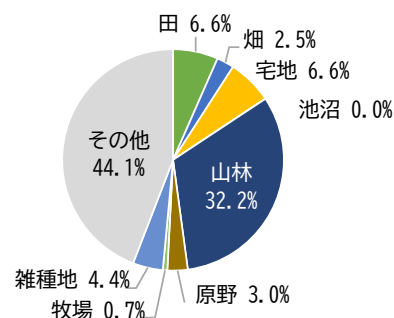


図 3.1 本市の土地利用

出典：統計きたいばらき（令和 6 年版）

(2) 人口と世帯

常住人口調査による市の人口は、1959（昭和 34）年の 63,426 人をピークに減少傾向にありましたが、1965（昭和 40）年から始まった磯原町・中郷町・関本町などの工業団地開発の進展や住宅地開発、企業誘致などの成果により増加傾向に転じました。

しかし近年の国勢調査の統計によれば、1995（平成 7）年に 52,074 人に達したのち、再び人口は減少傾向となり、2020（令和 2）年の人口は 41,801 人となっています。（図 3.2 参照）

これは、出生率の低下による自然減の影響や、市からの転出が転入を上回る転出超過（社会減）の影響によるもので、近年では社会減数よりも自然減数が大きくなっています。

また、年齢構成別人口をみると、1980（昭和 55）年以降、年少人口や生産年齢人口が市の人口に占める割合は減少する一方、65 歳以上の老年人口の割合は増加しています。

総人口が減少に転じた 1995（平成 7）年には、年少人口割合が高齢者人口割合を下回り、以降同様の状況が続いています。

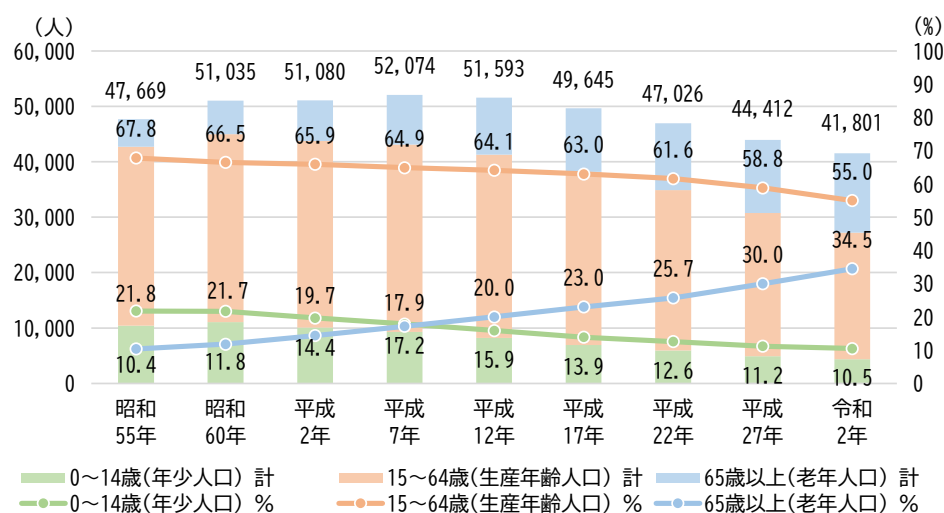


図 3.2 総人口と年齢3区分別人口の推移（国勢調査）

出典：統計きたいばらき（令和6年版）

（3）産業

① 産業別就業人口

市内従業者数は、人口の減少に伴い、近年減少傾向にあります。

2020（令和2）年の産業別従業者数は、第1次産業が703人、第2次産業が8,222人、第3次産業が10,217人で、第3次産業従事者が最も多い状況です。

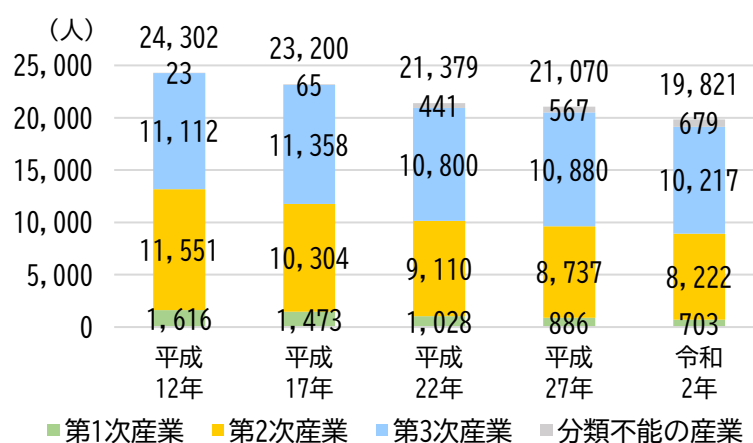


図 3.3 産業分類別15歳以上就業者数

出典：国勢調査

② 農業

【販売農家数】

2020（令和2）年の販売農家数は648戸となっており、2000（平成12）年の1,335戸と比較すると約51%（687戸）減少しています。

また、2020（令和2）年の経営耕地面積は798haとなっており、2000（平成12）年の1,073haと比較すると約26%（275ha）減少しています。

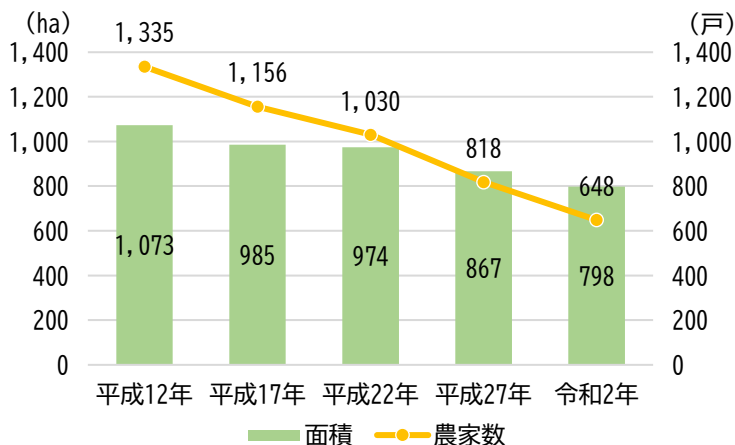


図 3.4 経営耕地面積と販売農家数の推移

出典：統計きたいばらき（令和6年版）

【農業従事者数】

2015（平成27）年の農業従事者数（自営農業に従事した世帯員数）は、1,089人となっており、2005（平成17）年の3,341人と比べ2,252人減少しています。

【農業従事者年齢】

2015（平成27）年の農業従事者（自営農業に従事した世帯人員数）の年齢を10歳階級別にみると70歳以上が53.8%を占め、続いて60～69歳が28.3%、50～59歳が8.5%となっています。

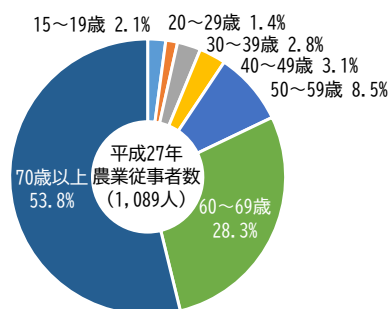


図 3.5 農業従事者の年齢構成（2015年）

出典：2015年農林業センサス

【作付経営体数】

本市の2020（令和2）年の農業経営体数は653経営体となっています。

農産物の作付経営体数を作物別にみると、水稻が46.5%と最も多く、続いて稲（飼料用）12.1%、ねぎ3.8%、はくさい3.7%、だいこん3.5%となっています。

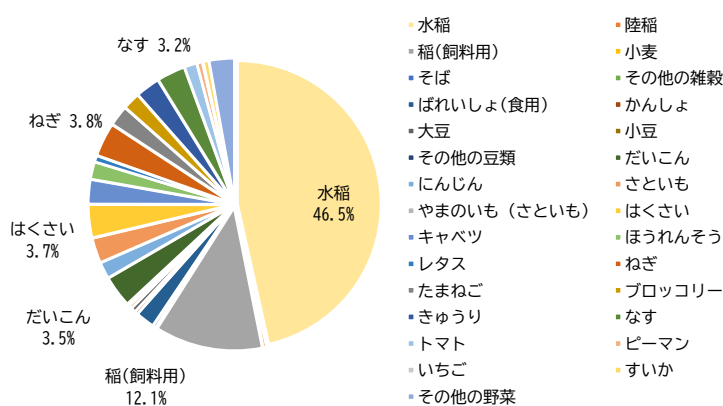


図 3.6 主な農産物の作付経営体数

出典：統計きたいばらき（令和6年版）

③ 林業

【林業経営体数】

林業を営む林業経営体数については、2020（令和2）年は25経営体となっており、2005（平成17）年と比較すると84経営体減少しています。

④ 水環境・水資源

【漁業経営体数】

漁業を営む漁業経営体数については、2018（平成30）年は50経営体となっており、2003（平成15）年と比較すると52経営体減少しています。

【漁獲高の推移】

2023（令和5）年の漁獲高は、平潟港717t、大津港4,244tとなっています。

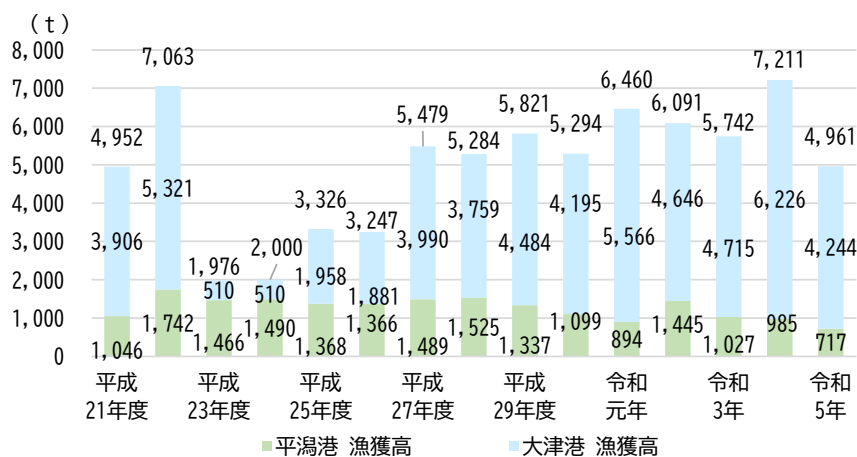


図 3.7 漁獲高の推移

出典：統計きたいばらき（令和6年版）

⑤ 工業

【工業団地の分布】

本市は昭和 40 年代に、石炭産業からの転換をはかるため工業団地の造成を実施し、旧産炭地の復興を目指し、産業構造の近代化を図りました。現在では、磯原 A、磯原 B、上相田、中郷、南中郷、関本の工業団地が整備されています。

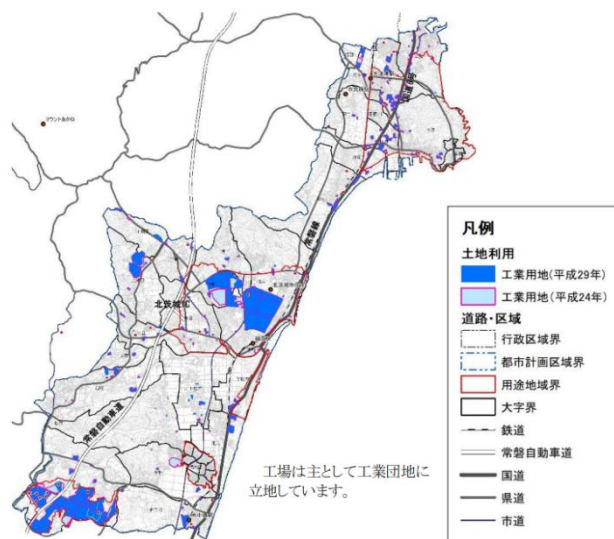


図 3.8 工業用地の状況図

出典：北茨城市都市計画マスタープラン（令和 3 年 3 月）

【工業従事者数】

2022（令和 4）年の工業従事者数は、6,941 人で、近年は横ばい傾向です。

2022（令和 4）年の工業を営む事業所数は、118 事業所となっており、2007（平成 19）年の 181 事業所と比べ 34.8%減少しています。

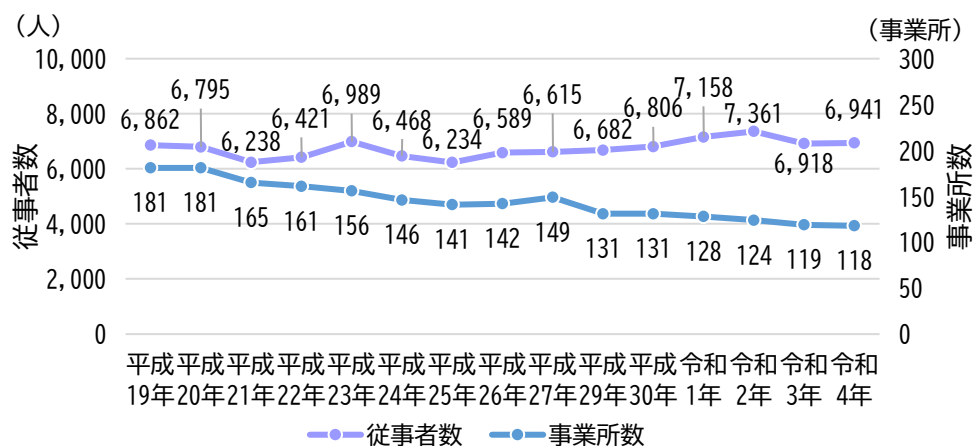


図 3.9 工業の従事者数、事業所数

出典：統計きたいばらき（令和 6 年版）

【製造品出荷額等】

2022（令和4）年の製造品出荷額等は、286,499百万円となっており、増減を繰り返していますが、2007（平成19）年の236,106百万円と比べると21.3%増加しています。

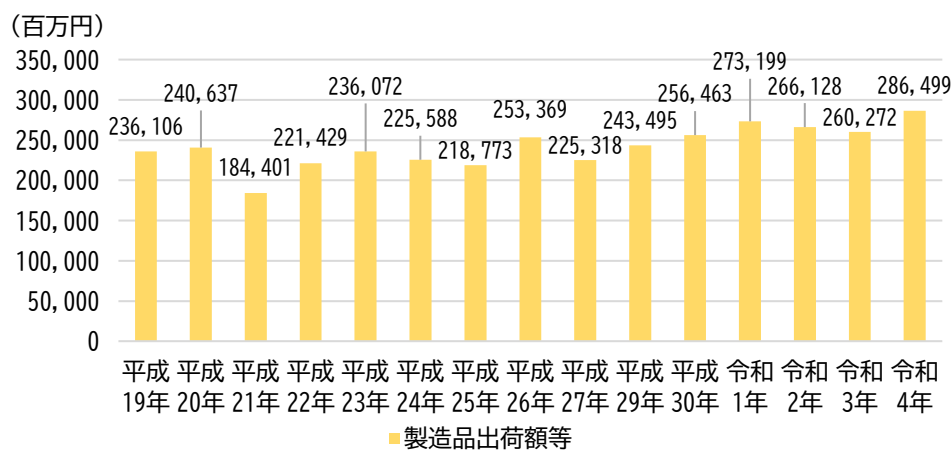


図 3.10 工業の製造品出荷額等の推移

出典：統計きたいばらき（令和6年版）

⑥ 商業

【商業従事者数】

2021（令和3）年の商業従事者数は2,552人となっており、2014（平成26）年ごろまでは減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。

2021（令和3）年の商業を営む事業所数は323事業所となっており、1982（昭和57）年の958事業所と比べ66.3%減少しています。

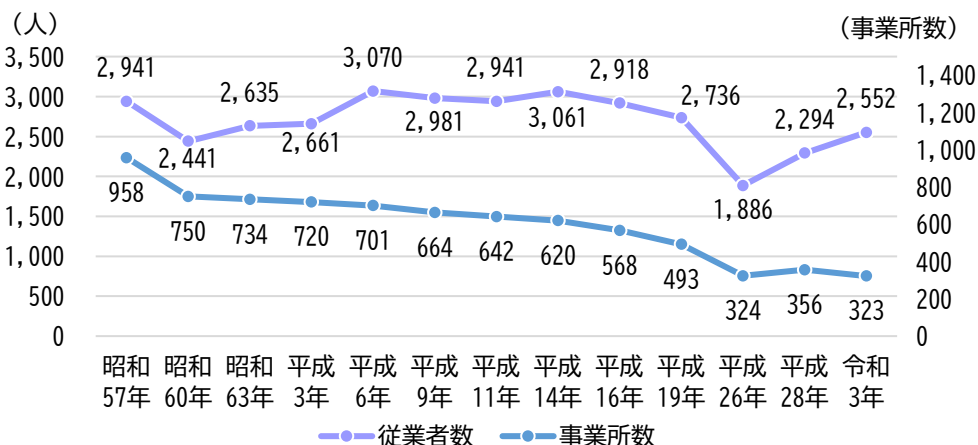


図 3.11 商業の従業者数、事業所数

出典：統計きたいばらき（令和6年版）

【年間商品販売額】

2021（令和3）年の年間商品販売額は45,795百万円となっています。

1997（平成9）年以降減少傾向でしたが、近年は、やや増加傾向にあります。

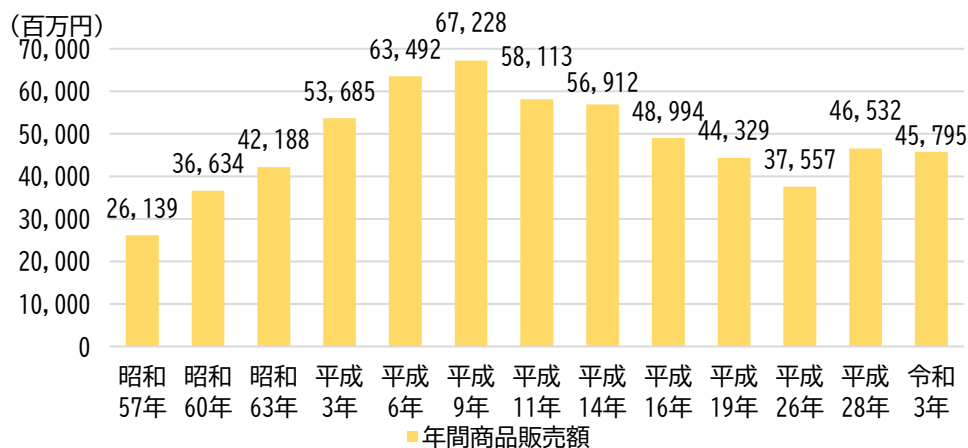


図 3.12 商業の年間商品販売額の推移

出典：統計きたいばらき（令和6年版）

(4) 自然災害

① 北茨城市防災ハザードマップ

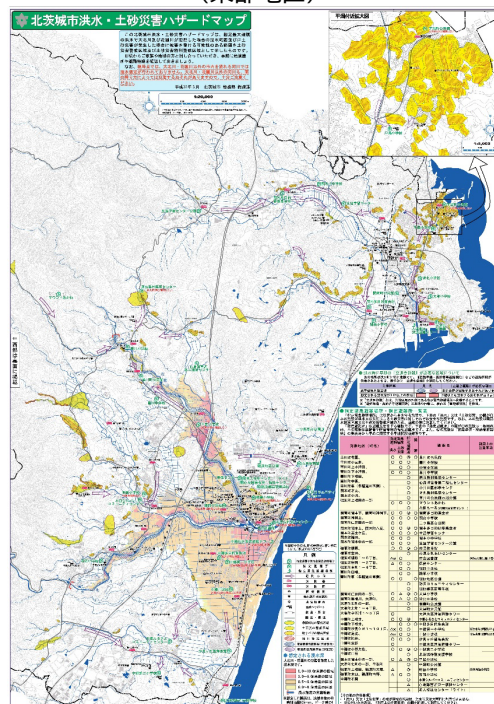
本市は太平洋に面しており、温暖化に伴う海面上昇や河川への海水の遡上などに留意が必要です。

市では、国や県の想定に基づく、津波、洪水、土砂災害時に注意・警戒が必要な区域や避難場所などを記したハザードマップを作成しています。

津波ハザードマップ(磯原町)



洪水・土砂災害ハザードマップ
(東部地区)



津波ハザードマップ(大津町)

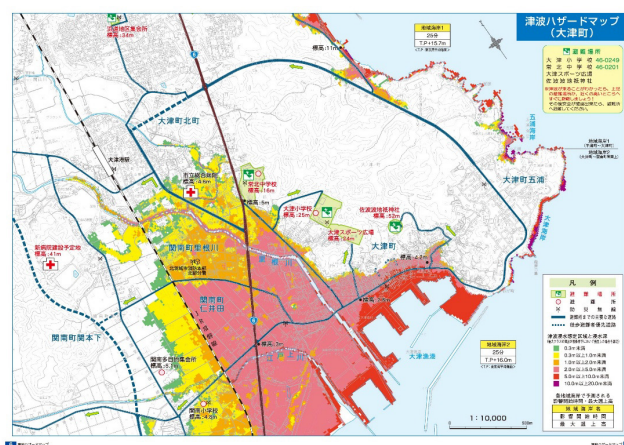


図 3.13 ハザードマップ

資料：北茨城市

3.2 これまでの北茨城市における地球温暖化対策の取組

(1) ゼロカーボンシティ宣言

北茨城市を会長として関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成(2020(令和2)年4月時点)する「廃棄物と環境を考える協議会」では、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進しています。

(2) 高北清掃センターでの余熱利用

高萩・北茨城広域事務組合では2023(令和5)年4月1日から高北清掃センターの稼働を開始し、北茨城市と高萩市のごみを受け入れています。

清掃センターには、920kWの発電能力をもつ余熱発電設備(バイオマス発電所)があり、発電された電気は施設内で使用され、余った電気は売電されています。また、余熱で作られた温水も施設内で使用されています。



高北清掃センター外観

(3) 街路灯・防犯灯のLED化

2022(令和4)年から、これまで区や常会で管理していた街路灯を市に移管し、防犯灯も含めて約5,000基の照明器具をLED化、消費電力の削減を図っています。

(4) 北茨城市エネルギービジョンの策定

2024(令和6)年4月に、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて「北茨城市エネルギービジョン」を策定しました。

同ビジョンでは、再生可能エネルギーの導入促進を軸に、地域資源の有効活用とエネルギーの地産地消による自立・分散型の社会形成を目指す「地域循環共生圏」の実現を目的としています。

(5) 北茨城市太陽光条例の制定

(北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例)

再生可能エネルギーの導入促進を目的とした固定価格買取制度の創設後、太陽光発電事業は急速に拡大しました。しかし一方で、環境との調和や災害時等の安全性、管理されない状態で放置されるなど様々な課題が浮き彫りになってきました。

そのような中で、太陽光発電施設が長期にわたり安定的に発電を継続していくためには、前述の諸問題に配慮し、地域と共生することが重要であるため、計画段階で事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去・処分等に関する協議を行うことにより、地域環境の保全を図り、良好な住居環境を維持することを目的に、2018(平成30)年に、北茨城市太陽光条例(北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例)を制定しました。

3.3 市民、市内事業者への環境に関するアンケート調査結果

本計画の策定にあたり、本市の環境課題を明らかにし施策立案につなげるために、市民、事業者、中学生（2年生）を対象にアンケート調査を実施しました。

中学生アンケートで、「あなたが気になっている環境問題がありますか（複数回答）」と質問したところ、約 47.3%が地球温暖化と答え、最も多い回答でした。（図 3.14 上）また、「気候変動の影響について、将来心配なのはどの分野ですか。（複数回答）」との質問には、「農業・水産業」が 60.4%と最も多く、ついで「健康」が 52.2%、「自然災害」が 47.3%でした。（図 3.14 下）

市内の中学生にとっても、地球温暖化は大きな関心事であり、また、農業被害、健康影響、災害など実感しやすい項目の割合が高くなったものと思われます。

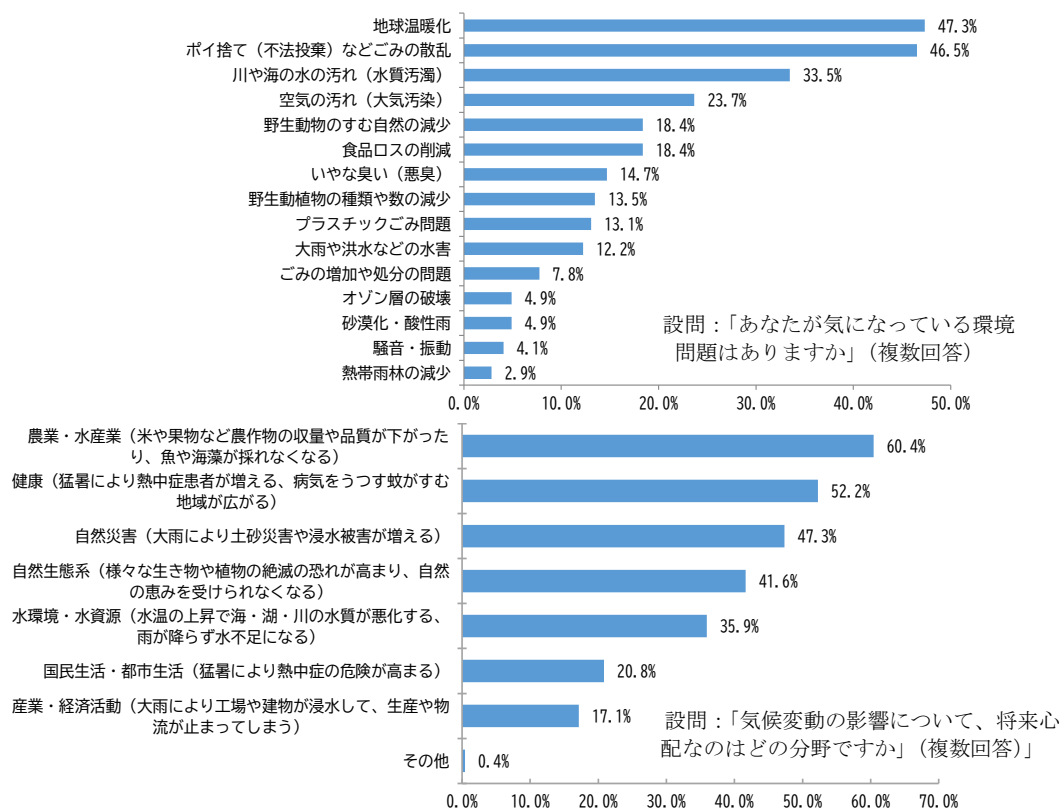


図 3.14 アンケート調査結果（中学生）

市内中学2年生 245 人からの回答を集計

3.4 温室効果ガス排出量の推移

(1) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画においては、地方公共団体実行計画（区域施策編）において「(指定都市や中核市以外の都市で) 特に把握が望まれる」とする、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源及び非エネルギー起源（一般廃棄物の焼却）の二酸化炭素を対象とします。

対象とした部門等は、表 3.1 の通りです。

表 3.1 対象とする部門等

部門		対象
産業部門	製造業	製造業のエネルギー利用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
	建設業・鉱業	建設業、鉱業のエネルギー利用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
	農林水産業	農林水産業のエネルギー利用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
家庭部門		戸建住宅、集合住宅等、一般家庭のエネルギー利用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
業務その他部門		産業部門以外の第三次産業のエネルギー利用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
運輸部門	自動車（旅客）	自動車車両のうち、乗用や乗合等の旅客車両のエネルギー利用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
	自動車（貨物）	自動車車両のうち、貨物車両のエネルギー利用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
	鉄道	鉄道の走行に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。
廃棄物部門		家庭系、事業系の一般廃棄物のもやせるごみに含まれるプラスチック類、ペットボトル、合成繊維、紙くずの焼却に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。

(2) 温室効果ガスの推計方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定方法は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに示される標準手法で行うことを原則とします。

温室効果ガスの排出状況やその要因を把握するために、2013（平成 25）年度～2021（令和 3）年度の 9 年について温室効果ガス排出状況について整理を行いました。

(3) 温室効果ガス排出量の推移

本市における 2021（令和 3）年度の温室効果ガス排出量は 672 千 t-CO₂ で、基準年度（2013（平成 25）年度）の 785 千 t-CO₂ より 113 千 t-CO₂ 少なくなっています。

2021（令和 3）年度は、全部門合計で、基準年度（2013（平成 25）年度）に比べて 14.3% 減となっています。

基準年度からの削減率が高い部門別順に、業務その他部門 36.9%減、廃棄物部門 24.3%減、家庭部門 22.6%減、運輸部門 21.1%減、産業部門 9.1%減となっています。

(千t-CO₂)

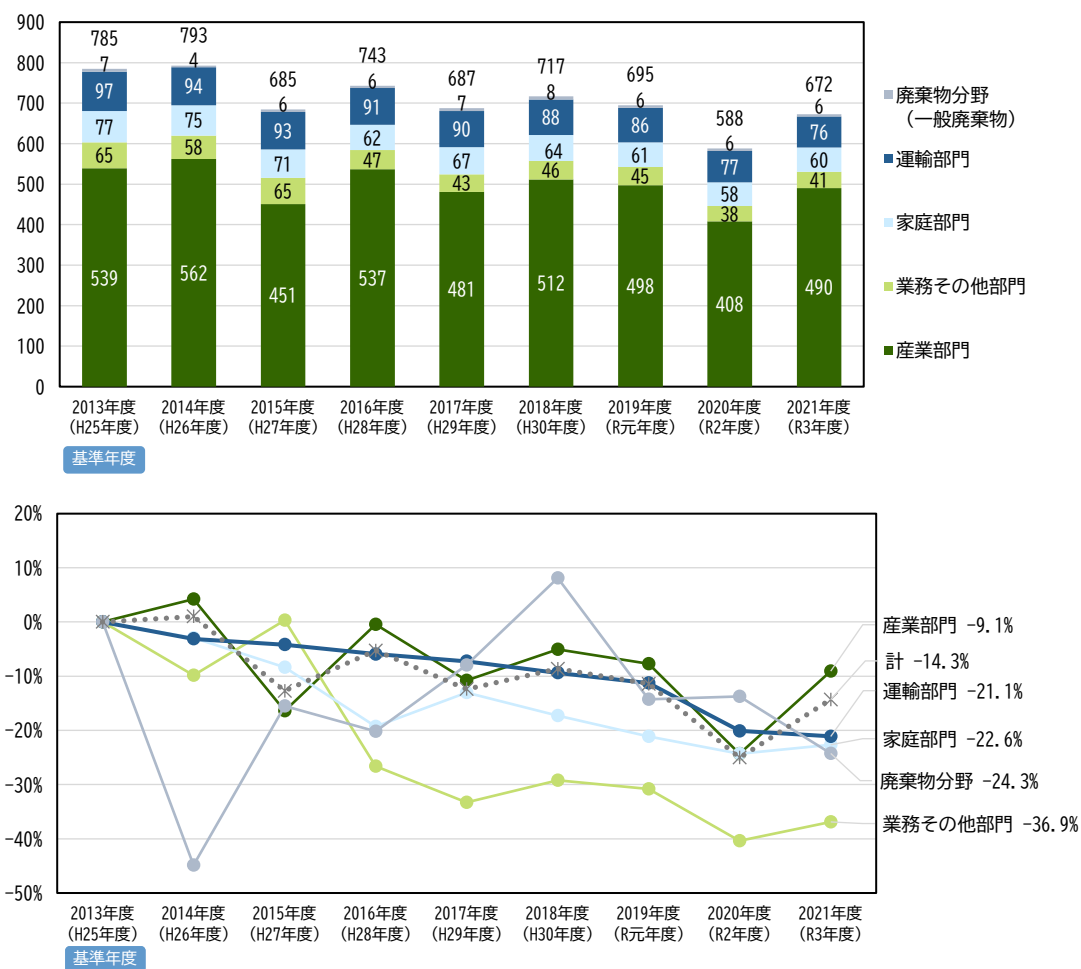


図 3.15 市内の温室効果ガス排出量（上）及び増減（下）

※小数点以下を含め増減率を算出。四捨五入を行った排出量（上図）から求める増減率とは異なる場合がある。

※統計データが更新された影響などにより、前計画策定時の数値と差異がある。

(4) 温室効果ガス排出量の部門別構成比

2021（令和3）年度、市内の温室効果ガス排出量の部門別割合は、産業部門の72.9%が最も大きく、次いで運輸部門の11.3%、家庭部門の8.9%、業務その他部門の6.1%、廃棄物部門の0.8%となっています。

全国や茨城県全体に比べて産業部門の割合が高いことが特徴です。

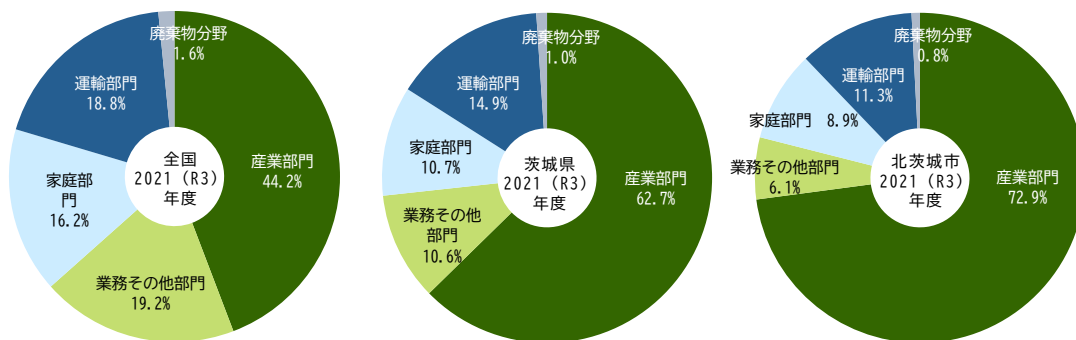


図 3.16 排出部門別割合（環境省自治体排出量カルテ）

(5) 目標の達成状況

本計画改定前の「北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度から46%削減することを目指して、2024（令和6）年度の排出目標を2018（平成30）年度比で-23%に設定していました。

基準年度である2013（平成25）年度の実績値と2024（令和6）年度の目標値を結んだ目標の目安線を基準線として最新年度である2021（令和3）年度の実績値をみると、目標の目安線を上回る値となっていることが分かります。

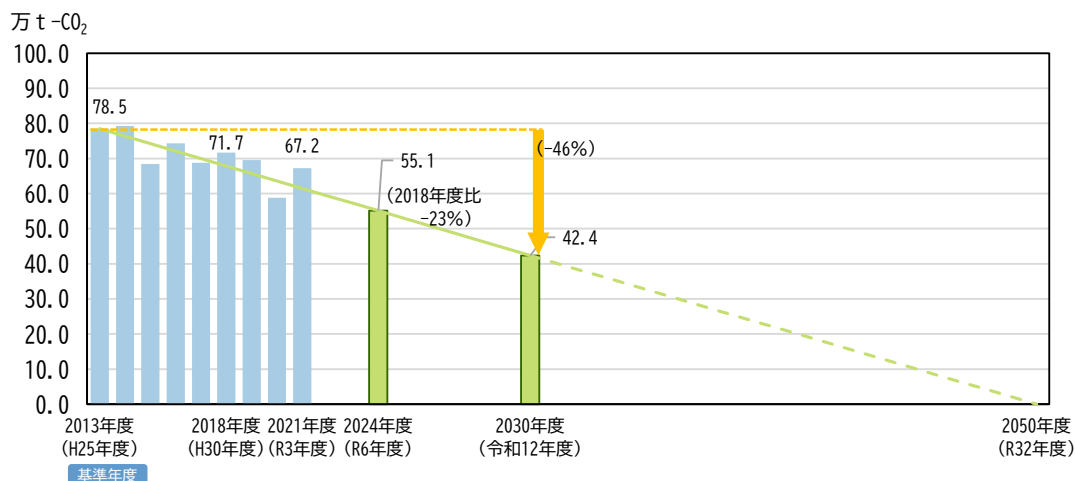


図 3.17 市内の温室効果ガス排出量とこれまでの削減目標

※統計データが更新された影響などにより、前計画策定時の数値と差異がある。